

【高岡市】住宅の取得・改良に対する支援制度

補助金メニュー一覧

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/kenchikuseisakuka/2/3/4/4998.html#shinchiku>

担 当 課	制 度 名	助 成 条 件 等	補助額・融資額	HP	問い合わせ先 電話番号
建築政策課	木造住宅耐震改修支援事業(通常)	①木造の一戸建て、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5(上限100万円) 設計費の2/3(上限20万円)	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/kenchikuseisakuka/2/3/4/4274.html	0766-20-1429
建築政策課	木造住宅耐震改修支援事業(被災住宅)	①木造の一戸建て、階数が2以下のもの ②り災証明で「準半壊以上のもの」又は「一部損壊で沈下傾斜修正工事等を伴うもの」	工事費の4/5(上限120万円)	準備中	0766-20-1429
建築政策課	定住促進住宅団地支援事業	市が指定した団地において、土地を購入し3年以内に住宅を建築し居住した者、あるいは住宅付き土地を購入し1年以内に居住した者。購入者と居住者が異なる場合は、2親等以内の親族であること。	3,000㎡以上の宅地開発(上限70万円) 1,000㎡以上、3,000㎡未満の宅地開発50万円以内	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/kenchikuseisakuka/2/3/4/4421.html	0766-30-7291
建築政策課	たかおか暮らし支援事業	一戸建ての住宅又は分譲型共同住宅の取得において、以下の条件に該当するもの 【補助条件】 ①「まちなか区域内」又は「居住誘導区域内」であること ②「居住誘導区域」の場合:「子育て世帯」・「UIJターン世帯」・「新婚世帯」であること ③一戸建て住宅建設又は購入の場合:延床面積75㎡以上、緑化面積2%以上 ④分譲型共同住宅購入の場合:たかおか暮らし居住環境指針に適合していること 【加算条件】 ・世帯主が40歳未満のUIJターン世帯 ・世帯主が40歳未満の子育て世帯 ・夫婦の年齢が婚姻日において29歳以下の新婚世帯 ・子育て世帯の三世代以上の直系親族の同居	住宅の建設又は購入に係る借入金額の5% まちなか区域:限度額各50万円 居住誘導区域:限度額各20万円 加算条件該当で10万円の加算	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/kenchikuseisakuka/2/3/4/2521.html	0766-30-7291
建築政策課	たかおか暮らし支援事業	中古住宅又は中古マンションの取得において、以下の条件に該当するもの 【補助条件】 ①「まちなか区域内」又は「居住誘導区域内」であること ②「居住誘導区域」の場合:「子育て世帯」・「UIJターン世帯」・「新婚世帯」であること ③中古住宅購入の場合:昭和56年6月1日以降に着工したもの、または耐震性を確認できるもの ④中古マンション購入の場合:延床面積55㎡以上、昭和56年6月1日以降に着工したもの、または耐震性を確認できるものでたかおか暮らし住宅指針に適合するもの 【加算条件】 ・世帯主が40歳未満のUIJターン世帯 ・世帯主が40歳未満の子育て世帯 ・夫婦の年齢が婚姻日において29歳以下である新婚世帯 ・子育て世帯の三世代以上の直系親族の同居	中古住宅購入の場合:購入費の5% 中古マンション購入の場合:購入に係る借入金額の5% まちなか区域:限度額各50万円 居住誘導区域:限度額各20万円 加算条件該当で10万円の加算		0766-30-7291
建築政策課	たかおか暮らし支援事業	まちなか区域・居住誘導区域での隣接した土地の購入 現在居住している土地、または居住しようとする土地に隣接した30㎡以上の土地を購入すること。ただし、居住誘導区域においては、隣接土地上の空家除却を行うこと。	まちなか区域 上限30万円 居住誘導区域 上限10万円		0766-30-7291
建築政策課	たかおか暮らし支援事業(リフォーム支援)	一戸建て住宅リフォームにおいて、以下のいずれかに条件に該当するもの 1. 木造住宅耐震改修支援事業により行う耐震改修にともなうリフォーム 2. 三世代同居を行うための、台所、浴室、トイレ又は玄関のいずれか2つを複数設置するリフォーム 3. 断熱リフォーム 【補助条件】 ①「まちなか区域内」又は「居住誘導区域内」であること ②対象工事費が30万円以上であること 【加算条件】 ・世帯主が40歳未満のUIJターン世帯 ・世帯主が40歳未満の子育て世帯 ・夫婦の年齢が婚姻日において29歳以下である新婚世帯 ・子育て世帯の三世代以上の直系親族の同居	リフォーム費用の1/3 限度額各20万円 加算条件該当で10万円の加算	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/kenchikuseisakuka/2/3/4/2521.html	0766-30-7291
建築政策課	空き家バンク住宅取得支援事業	高岡市空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家の購入において、以下の条件に該当するもの 【補助条件】 ①「居住誘導区域」であること ②「子育て世帯」・「UIJターン世帯」・「新婚世帯」のいずれかであること UIJターン世帯:世帯主またはその配偶者が市外に1年以上居住、かつ高岡市に転入して2年以内の世帯 子育て世帯:同居する小学校修了前の子供を扶養する世帯(胎児含む) 新婚世帯:婚姻日から1年以内で、夫婦の年齢が婚姻日において39歳以下である世帯 【加算条件】 ・世帯主が40歳未満のUIJターン世帯 ・世帯主が40歳未満の子育て世帯 ・夫婦の年齢が婚姻日において29歳以下である新婚世帯 ・子育て世帯の三世代以上の直系親族の同居	取得費の5% 上限額20万円 加算条件該当で10万円の加算	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/kenchikuseisakuka/2/3/4/2521.html	0766-30-7291
建築政策課	空き家改修支援事業	移住する県外移住者が、伝統的家屋を改修するもので、以下の条件に該当するもの ①建築後概ね30年以上経過した木造住宅 ②軸組構法で接合金物に類らない伝統的継手・仕口を用いたもの ③筋交い等の斜材を多用せず貫を用いたもの ④屋根に和瓦又は茅葺き等伝統的素材を使用したもの ⑤富山県外に継続して1年以上居住し、高岡市に転入して5年以内の者 ⑥「居住誘導区域」であること	改修費の2/3 上限額100万円	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/kenchikuseisakuka/2/3/4/2521.html	0766-30-7291
長寿福祉課	住宅改善資金助成事業	65歳以上の高齢者又は同居する家族で、所得税非課税世帯の方①要支援・要介護認定者(介護保険による住宅改修費が優先)②介護予防・生活支援サービス事業対象者③①・②以外の方(手すりの設置及び段差解消に限る)	①対象経費の2/3で60万円以内 (住宅改修費の支給を受けた場合は、対象経費から住宅改修費(自己負担額を含む)の額を除く)②③対象経費の2/3で30万円以内	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/koreikaigoka/2/1/7/4246.html	0766-20-1372
社会福祉課	在宅重度身体障害者住宅改善費助成事業	次の(1)～(4)のいずれかに該当し、世帯の前年の所得税額が287,500 円以下の方 (1)肢体不自由1・2級の方 (2)視覚障がい1・2級の方 (3)内部障がいて補装具として車いすの交付を受けている方 (4)療育手帳Aの方	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内(改善費用の2/3) 高齢介護課、社会福祉課の住宅改修事業を利用する場合は上記の金額から20万円を控除します。	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/shakaifukushika/2/4/2/1/4536.html	0766-20-1369
社会福祉課	日常生活用具住宅改修費給付事業	下肢・体幹・移動機能障がい1～3級(6歳以上)の方	20万円以内 (ただし、原則1割は利用者負担)	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/shakaifukushika/2/4/2/3/3147.html	0766-20-1369
景観みどり課	生垣づくり補助事業	幅員4m以上の道路に面した場所に、延長が5m以上の生垣を作ること。 樹木の高さは1m以上で、1m当り2本以上植栽すること。	新設:5万円以内 改修:10万円以内	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/keikamidori/2/2/2/4947.html	0766-20-1417

環境政策課	住宅用太陽光発電高度利用促進補助金事業	・市内の住宅に蓄電池付太陽光発電システムまたはPPA(太陽光発電の第三者所有モデル)に基づく太陽光発電システムを設置する個人 ・市税の滞納がないこと	蓄電池付太陽光発電システム20千円 PPA(太陽光発電の第三者所有モデル)に基づく太陽光発電システム50千円 また、同一住宅に対して補助金の交付は1回限り	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/kankyoseisakuka/2/7/2/2869.html	0766-22-3212
環境政策課	合併浄化槽設置整備事業費補助制度	・下水道法第2条第8号に規定する処理区域又は第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の区域 ・農業集落排水事業等が実施された処理区域又は実施が予定されている地域以外の区域 ・主として居住の用に供する住宅に合併処理浄化槽を設置する個人	390千円(新規設置5人槽) 474千円(新規設置7人槽) 660千円(新規設置10人槽) 527千円(単独槽・汲み取り便所から入替え5人槽) 749千円(単独槽・汲み取り便所から入替え7人槽) 1,140千円(単独槽・汲み取り便所から入替え10人槽)	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/kankyoseisakuka/2/7/1/2950.html	0766-22-3212
環境政策課	合併処理浄化槽水酸化促進補助制度(合併処理浄化槽配管工事補助制度)	・下水道法第2条第8号に規定する処理区域又は第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の区域 ・単独処理浄化槽又は汲み取り便所を合併処理浄化槽に改造するために便器、洗浄用具等及びこれに伴う排水管等を新設する工事 ・市税の滞納がないこと	50千円(定額)	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/kankyoseisakuka/2/7/1/4435.html	0766-22-3212
環境政策課	合併処理浄化槽水酸化工事資金利子補給制度(合併処理浄化槽水酸化工事資金利子補給制度)	・下水道法第2条第8号に規定する処理区域又は第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の区域 ・単独処理浄化槽又は汲み取り便所を合併処理浄化槽に改造するために便器、洗浄用具等及びこれに伴う排水管等を新設する工事 ・市と提携の金融機関から水洗化工事に係る融資を受けていること ・市税の滞納がないこと	最大100千円(5年間総額)	https://www.city.takaoka.toyama.jp/city.takaoka/soshiki/kankyoseisakuka/2/7/1/4435.html	0766-22-3212